



3-11-5-1

# 給与 支払明細書

2023年 5月分

支給日 2023年5月31日

氏名	
----	--

出勤日	5日間	雇用時間	20.5時間	うち政務活動 業務時間	10.25時間
-----	-----	------	--------	----------------	---------

支給額	
時間給	1,000円
割増時間給	円
通勤費	円
他	
合計	20,500円
控除額	
健康保険	
厚生年金	
所得税	円
合計	円

差引総支給額	20,500円
うち政務活動支給額	10,250円



**給与 支払明細書**

2023年 5月分

支給日 2023年5月30日

氏名	
----	--

出勤日	4日間	雇用時間	19時間	うち政務活動 業務時間	9.5時間
-----	-----	------	------	----------------	-------

支給額	
時間給	1,000円
割増時間給	円
通勤費	円
他	
合計	19,000円
控除額	
健康保険	
厚生年金	
所得税	581円
合計	581円

差引総支給額	18,419円
うち政務活動支給額	9,500円



3-11-5-3

# 給与 支払明細書

2023年 5月分

支給日 2023年 5月 30日

氏名	
----	--

出勤日	5日間	雇用時間	30.5時間
-----	-----	------	--------

支給額	
時間給	1,000円
割増時間給	円
通勤費	円
他	
合計	30,500円
控除額	
健康保険	
厚生年金	
所得税	934円
合計	934円

差引総支給額	29,566円
--------	---------





年	月	日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備考
1							
2							
3	05	05	23	BF	*10,000	SMBC(リンリホウカ)	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

◎記号の説明

- AA, AF .....入金
- FA, FF .....振込
- CD, 1, 2, 3, 4...他店券入金
- TF, TO .....取立
- BA, BF .....支払

◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。

なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

- 則)
- 1 条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織、運営などに関する事項を定める。
- 2 条 本規程の改廃は、当所常任理事会の議決による。
- 的)
- 3 条 本会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基礎に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。
- 動)
- 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。
1. 倫理経営の普及。
  2. 倫理経営にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催。
  3. 富士教育センターでの各種セミナーの受講推進。
  4. その他目的を達成するために必要な活動。
- 員)
- 5 条 本会の構成員は次に定めるものとする。
- (1) 当所正会員で本会に登録した者
  - (2) 当所一般会員で本会に登録した者
- 6 条 本会の目的・活動に賛同し、申込書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得たものとする。
- 7 条 会費は次のとおりとする。月額1口 1万円（何口でも可）。
- 8 条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 9 条 第6条の会費は、法人会計に充当する。
- 10 条 会員は次の場合、退会とする。
1. 会員からの申し出によるとき。
  2. 会員である法人が解散したとき。
  3. 除名されたとき。
  4. 第6条に定める会費の納入を3ヵ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。
- 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事長がこれを除名することができる。
1. 定款その他の規則に違反したとき。

件や刑事事件などについては、当所及び本会は一切責任を負わないものとする。

- (組 織)
- 第 12 条 本会は、都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会と理事長の許可を要する。
1. 本会を、都道府県倫理法人会とする。
  2. 会長以下必要な役員者（規程第15条）を置く。
  3. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表し、正会員とする。
  4. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と称する。
- 第 13 条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および単倫理法人会があり設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。
1. 正倫理法人会の設立は100社以上とする。
  2. 単倫理法人会の開設は50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
  3. 会長以下必要な役員者（規程第16条）を置く。
- 第 14 条 前条の認可基準を満たさない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所法人局内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、法人局担当常任理事の許可のうえ、以下の処置を行なう。
1. 正倫理法人会の場合  
単倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
  2. 単倫理法人会の場合  
統合、あるいは廃止とする。
  3. 解散処置  
「倫理法人会憲章」の精神に背き、法人局の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。
- (役 職)
- 第 15 条 都道府県倫理法人会には、以下の役員者を置く。
1. 会 長 1名
  2. 副 会 長 5百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以内、1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
  3. 幹 事 長 1名
  4. 副 幹 事 長 原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
  5. 事 務 長 1名

6. 副 事 務 長 原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。
  7. 監 査 1～2名
  8. 地 区 長 各地区1名
  9. 副 地 区 長 各地区1名に限り置くことができる。  
1千社を越える都道府県、もしくは広域地域では組織活性化のため地区を組織できる。地区は5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。
  10. 各 委 員 長 1名
  11. 各 副 委 員 長 1名に限り置くことができる。
  12. 相 談 役 必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
  13. 顧 問 必要に応じて3名以内置くことができる。
- 16 条 単位倫理法人会には、以下の役員者を置く。
1. 会 長 1名
  2. 副 会 長 2名以内
  3. 専 任 幹 事 1名
  4. 副 専 任 幹 事 1名に限り置くことができる。
  5. 事 務 長 1名
  6. 副 事 務 長 1名に限り置くことができる。
  7. 監 査 1～2名
  8. 幹 事 10名以上を原則とする。
  9. 相 談 役 必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
  10. 顧 問 3名以内置くことができる。所属の重複を妨げない。
- 17 条 本会の全役員者の任期は1年とし、留任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。
- 18 条 本会の全役員者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。
- 19 条 本会の全役員者は、家庭倫理の会の全役員との兼務はできない。
- 20 条 本会の全役員者は、以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。
1. 当所の名誉を傷つけた場合。
  2. 本会の運営・活動を妨げた場合。

- 密)
- 21 条 本会は、担当研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 22 条 本会は、必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。
- 23 条 本会の活動資金は、本部よりの助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。
- 24 条 本会は、年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。
- 25 条 本会の役員者、委員に対する出張旅費及び庶用などに関する費用は、各会が規定に基づいて「内規」などを定めて処理することとする。

- (補 則)
- 第 26 条 本会の諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含む一切の商取引を禁ずる。また、本会の役員者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗談、政治活動の勧誘及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。
- 第 27 条 役員者及び会員が、公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。
1. 役員者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。
  2. 本会の役員者及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし個人的に応援することは差し支えない。
  3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。
- (附 則)
- [改定実施日]
- 第 28 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

消 華  
制 定 平成25年9月2日  
改 正 平成28年11月22日 一部改訂  
令和3年3月27日 一部改訂

3-11-5-4

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ更新管理費、サポート 5月分)		
年月日	R5年5月30日	金額	40,000円

目的	ホームページを通じて県議会議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様に広く発信する。
使途	ホームページ保守、管理、更新 (5月分)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・県議会の内容に関して、県民の皆様にわかりやすく報告し、県内の動向や、県政の課題を発信、提起し、幅広く県民の皆様からの意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

領 収 証

様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥ 40,000-

但 ホームページ管理費・サポート費

2023年5月30日 上記正に領収いたしました

掛川南高郵便局 198

村のウインド

収入印紙

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

コクヨ ウケ-98

業分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	40,000円	1/1	40,000円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <b>事務所費</b> ・人件費		
内容	事務所電気料5月分		
年月日	2023年5月19日	金額	12,794円 14,622円

目的	政務活動を行うための事務所電気料
使途	事務所電気料2023年5月分
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

選挙期間  
4/6~9分票分  
29,244 × 28/32  
= 25,588  
25,588 ÷ 2  
= 12,794

**振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(050508)**

口座記号番号 00100 5 900116 加入者名 中部電力ミライズ株式会社  
令和 5年 5月分ご使用期間 4月 6日~ 5月 7日 (日程04)

金額	千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)	金額
			2	9	2	4	4			2658円

ご依頼人氏名 小沼秀朗 事務所 様

お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)
とくとくプラン	16 kVA	232 kWh	11155
ビジとくプラン	13 kW	187 kWh	18089

お支払期日は 6月 7日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。  
ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。  
払込用紙の有効期限は 6月 27日 となっております。  
中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター  
0570-048-155  
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

日附印  
23.5.19

本証により当社の集金員が集金することはありませ  
ん。裏面もごらんください。

(ゆうちょ銀行)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 1/2に按分する	25,588円	1/2	12,794円
	29,244円	50%	14,622円

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <b>事務所費</b> ・人件費		
内容	事務所水道代		
年月日	R5年5月19日	金額	1,729円 -2,090円

目的	政務活動を行うための事務所水道料
使途	事務所水道代令和5年5月 分
政務活動・ 県政との 関連性	-

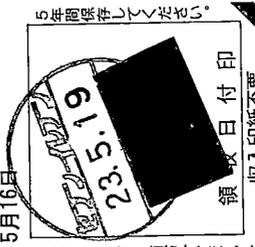
《領収書貼付枠》

**納入通知書**  
令和5年度 水道料金・下水道使用料  
納入通知書兼領収証書(令和5年5月分)  
使用場所  
掛川市駅前10番地の3  
小沼 秀朗 様  
水道コード  
静岡県掛川市長 久保田 崇

使用期間	水道	下水道
5/2/22~5/4/20	7 m <sup>3</sup>	7 m <sup>3</sup>
	—	0 m <sup>3</sup>
	7 m <sup>3</sup>	7 m <sup>3</sup>
	水道金額	2,200円
	下水道金額	1,980円
	合計	4,180円
	納入金額	4,180円

納期限 令和5年5月31日  
発行日 令和5年5月16日

5年間保存してください。



上記のとおり領収しました。

収納代行  
地銀ネットワーク  
サービス(株)  
お問い合わせ先は  
裏面に記載

領収日 付印  
取入印紙不要

お客様保管

選挙期間(3/1~4/9) 案分  
 $4,180 \times 49/58 = 3,459$   
 $3,459 \div 2 = 1,729$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 1/2に案分する	3,459円	1/2	1,729円
	4,180円	50%	2,090円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	実習場状況視察 (東富士演習場)		
年月日	R5年 5月 22日	金額	6,770円

目的	演習場状況視察の為
使途	交通費 (掛川 ⇒ 新御殿場 東名高速道路) 交通費 (御殿場 ⇒ 掛川 東名高速道路)
政務活動・ 県政との 関連性	東富士演習場は、富士山東麓の御殿場市、小山町、裾野市、2市1町にまたがる演習場であり、8809ha の演習場現地を視察した。冬には野焼きも行われるとのことであった。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 新御殿場

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 5月22日 9時05分

車種 普通

通行料金 ¥3,410-  
(現金)

一入口料金所一 掛川

通行料金は、消費税10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号202-00280739-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 掛川

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 5月22日 19時20分

車種 普通

通行料金 ¥3,360-  
(現金)

一入口料金所一 御殿場

通行料金は、消費税10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号204-01521722-00

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	6,770円	100%	6,770円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	臨時議会の資料整理		
年月日	R5年5月29日	金額	2,820円

目的	県庁にて議会資料の整理の為	
使途	交通費 (掛川 ⇄ 静岡 東名高速道路)	
政務活動・ 県政との 関連性	臨時議会の資料整理を行った。	
<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。	ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。
	領 収 書 料金所 掛川 お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料) 23年 5月29日 21時17分 車種 普通 通行料金 ¥1,410- (現金) 一入口料金所- 静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01742044-00	領 収 書 料金所 静岡 お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料) 23年 5月29日 9時03分 車種 普通 通行料金 ¥1,410- (現金) 一入口料金所- 掛川 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-00190827-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820円	1/1 100%	2,820円





支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告書郵送費		
年月日	R5年5月16日	金額	17,754円

目的	県政に関する情報等を広く県民に広報する
使途	県政報告書郵送費、(うち県議会資料郵送費1通)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会、県政に関する情報を広く県民に伝える広報活動。

《領収書貼付枠》

### ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-05-1623241		A93110004
取扱店	カケカワシモマタ	
払込口座	00180-3	901196
払込金額	*17,754	料金 *0

00180	3	901196
日本郵便株式会社		
〒177-5444 東京都小平市川井町1-1		
小沼秀朗		

**振替受付票**  
 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。  
 料金には、消費税等が含まれています。  
 (ゆうちょ銀行)

記号番号 XXXXXXXXXX

楽天カードゆうちょ銀行デザイン！  
新規入会で楽天ポイントもらえる！

業分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,754円	1/1 100%	17,754円

後納料金ご利用明細表 (日別)

3-11-5-12

436-0077

静岡県掛川市駅前 1 1 - 2

小沼 秀朗

様

日本郵便株式会社  
連絡先 掛川郵便局

電話番号 0570-943-292  
担当

いつも、日本郵便をご利用いただきまして誠にありがとうございます。左記締め分のご利用代金は以下のとおりです。お客様の控えをご確認の上、相違がある場合はご連絡くださいますようお願い申し上げます。

2023年 4月分

お客様番号: [REDACTED]

ご利用金額総合計

17,754 円

ご利用の種別	ご利用通(個)数	割引前料金 (円)	割引料金 (円)	ご利用料金 (円)
一般後納	173	17,754	0	17,754
着払	0	-	-	0
受取人払	0	-	-	0
その他	-	-	-	0
年間契約精算分	0	-	-	0
金額合計				17,754

[年間契約精算分]内訳

[一般後納]割引前料金 (差出日別)			[一般後納]割引料金内訳
日付	通 (個) 数	料金 (円)	
1	1	210	
2	0	0	
3	0	0	
4	0	0	
5	0	0	
6	0	0	
7	0	0	
8	0	0	
9	0	0	
10	0	0	
11	0	0	
12	0	0	
13	0	0	
14	0	0	
15	0	0	
16	0	0	
17	0	0	
18	0	0	
19	172	17,544	
20	0	0	
21	0	0	
22	0	0	
23	0	0	
24	0	0	
25	0	0	
26	0	0	
27	0	0	
28	0	0	
29	0	0	
30	0	0	
合計	173	17,754	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗 )

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	角2型封筒印刷		
年月日	R5年 4月 18日	金額	114,708円

目的	県政に関する情報を広く県民に広報する書類を入れる為
使途	角2型封筒印刷費 4,400部 (5000部中4月使用分600部差し引き)
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例議会報告、政務活動状況等を広く県民に報告する。
<<領収書貼付枠>> 領収証 R5年4月(3-15-4-13)に添付済み $130,350 \text{円} \times 4,400 / 5,000 = 114,708 \text{円}$	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるため	114,708円		114,708円
		100%	

3-11-5-14(3-15-4-13)

納品書兼御請求書

2023年4月18日

NO. s2304017

〒436-0077  
静岡県掛川市駅前10-3

小沼ひであき様

件名：角2封筒印刷費

お支払期限 2023/5/31

ご利用いただき誠にありがとうございます。  
下記の金額を御請求申し上げます。

合計金額 ¥130,350  
(消費税等込)

**余 ihori Connect**

イホリコネクション 担当  
〒436-0076 静岡県掛川市塩町4-5  
TEL & FAX 0537-22-2402  
携帯 090-4367-1106  
MAIL: ihoriconnection@gmail.com  
登録番号: T3-8100-6185-1106

**【お振込先】**

金融機関名：静岡銀行 掛川東支店  
口座番号：普通 0473096  
名義：イホリコネクション

金融機関名：浜松磐田信用金庫 掛川支店  
口座番号：普通 5129154  
名義：イホリコネクション

※お振込手数料は、お客様のご負担でお願い致します。

(3-15-4-13)

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

小沼ひであき様

2023年4月18日

★ ¥130,350-

但 角2封筒代

上記正に領収いたしました



内 訳

税抜金額 ¥118,500-

消費税額等(10%) ¥11,850-

〒436-0076 掛川市塩町4-5

余 ihori Connect

TEL・FAX.0537-22-2402

コクヨ ウケ-78

品 名	数量	単 価	金 額	備 考
印刷費	5,000	23.7	118,500	サイズ：角2封筒 用紙：Hソフトカラーアクリア100g 郵便枠なし スミ貼り 印刷：片面1色(特色)
			10%消費税	11,850
			消費税等	11,850
			送料・手数料	-
			合 計	130,350

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請願活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <del>事務所費</del> ・人件費		
内容	事務所携帯料金		
年月日	R5年5月26日	金額	1,214円

目的	政務活動を行うための事務所携帯料金		
使途	通話専用携帯料金 令和5年4月請求分(4/10~4/30利用分) 本人携帯用		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<<領収書貼付枠>>  4/1~4/9 選挙期間案分 $3,471 \text{円} \times 21/30 \approx 2,429 \text{円}$ $2,429 \text{円} \div 2 \approx 1,214 \text{円}$			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	2,429円	1/2	1,214円
		50%	

3-11-5-14



4

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備考
1					
2					
3					
4	05-05-26 BF	*3,471	ソフトバンクMB(SM)		
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

◎記号の説明

AA, AF .....入金  
 FA, FF .....振込  
 C0, 1, 2, 3, 4...他店等入金  
 TF, TO .....取立  
 BA, BF .....支払

◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。  
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

4

Summary of your charges  
ご利用料金内訳明細書

3-11-5-14

ご請求先番号: [Redacted]  
Billing number

発行日 2023年 5月 11日

請求月 2023年 4月分  
Month of Issue



電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
[Redacted]	** ご契約期間 0年 1ヶ月 **		
	基本料 基本プラン(音声) [4月1日~4月30日]	980	10%
	通話料 基本プラン(音声)	9,560	10%
	割引 家族割引(300円 × 100%)	-300	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+, 無料通話分	-9,260	10%
	定額料 データプラン20GB(スマホ)	2,580	10%
	通信料 データ通信(4G LTE/5G) @0円/378149Pkt (通信量合計 378149Pkt [0.05GB])	0	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i) 無料特典(467円 × 100%)	-467	10%
	割引 1年お下り割引	-1,080	10%
	割引 20GBデビュー割	-1,500	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	小計	2,783	
[Redacted]	** ご契約電話番号 [Redacted] **		
	端末代 分割支払金/賦払金	410	対象外
	小計	410	
	合計	3,193	
	内課税対象額 10%	2,783	
	内課税対象額 計	2,783	
	消費税等 10%	278	
	消費税等 計	278	
	ご請求金額	3,471	
	(税込金額 計 10%)	3,061	
	(課税対象外 計)	410	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。